

発達上の問題をもつ乳幼児の支援についての検討

青木 徹

要約：地域保健法により、乳幼児健診は市町村が行うことになった。これらの健診で発達上の問題がありとされた乳幼児に対する支援のあり方について検討した。市町村の人口規模、母子担当職員の充足度、地域の専門的機関の設置状況などにより支援活動の方策は変わってくる。埼玉県内の状況を考慮したガイドラインを検討した。

見出し語：乳幼児発育発達相談 地域療育相談指導事業

1. 基本的な考え方

保健所は地域療育相談指導事業を行う。この事業で発達上問題のある乳幼児の療育相談、診察、訓練を行う。市町村で行った乳幼児健診で問題の見つかった児は、この事業での健診でまず発達上のチェックを行う。

市町村は親子教室、育児教室、言葉の教室を開催して、境界児、軽度の発達遅滞児の指導を行う。

必要に応じて、地域の基幹病院、大学病院、県立小児医療センター、児童相談所での診断、療育方針の指導をうける。地域の通園施設、保育園、幼稚園へ通園を奨める。

2. 人口規模別の発達支援事業

(1) 人口5万人以下の町村（モデルA）

[親子教室、育児教室を開催する]

従事する人員の具体的職種と数

保健婦：2名

家庭児童相談員など福祉関係者：1名

心理職、言語訓練士、施設訓練員：1名

人員確保の具体策

保健婦：町村の母子担当保健婦が行う。

家庭児童相談員：福祉事務所から派遣する

心理職、言語訓練士、施設訓練員：通園施設

児童相談所、県立医療センター、大学病院、

地域の基幹病院、大学研究室、在宅のこれら

職種へ依頼する。

実施回数

月に1回開催する。

[管内保健所の地域療育相談指導事業]

発達相談、診断、療育指導など県の事業として行う。

(2) 人口5万人の町村(モデルB)

[親子教室、育児教室、言葉の教室を開催]

従事する人員の具体的職種と数

保健婦：2名

家庭児童相談員など福祉関係者：1名

心理職、言語訓練士、施設訓練員：1名

保母：1名

人員確保の具体策

保母：保育園に依頼する。

その他はモデルAにおなじ。

実施回数

それぞれ月1回開催する。

[管内保健所の地域療育相談指導事業]

モデルAにおなじ。

(3) 人口10万人の市(モデルC)

[親子教室、育児教室、言葉の教室を開催]

従事する人員の具体的職種と数

小児科医：1名

保健婦：2名

家庭児童相談員など福祉関係者：1名

心理職、言語訓練士、施設訓練員：1名

保母：2名

人員確保の具体策

小児科医：地域の医師会に派遣を依頼する。

その他はモデルBにおなじ。

実施回数

それぞれ月2回開催する。

[管内保健所の地域療育相談指導事業]

モデルAにおなじ。

(4) 人口30万人の市(モデルD)

[発育発達相談、親子教室、育児教室、言葉の教室を開催する]

従事する人員の具体的職種と数

小児科医：1名

保健婦：2名

家庭児童相談員など福祉関係者：1名

理学療法士：1名

心理職、言語訓練士、施設訓練員：1名

保母：2名

人員確保の具体策

小児科医：地区医師会に派遣を依頼する。

理学療法士：医療機関に派遣を依頼する。

保母：保育園に依頼する。

その他はモデルBにおなじ。

実施回数

それぞれ月2回開催する。

[管内保健所の地域療育相談指導事業]

モデルAにおなじ。

3. 地域療育相談指導事業

県内すべての保健所で実施する。乳児健診、幼児健診で発育発達に問題のある児を対象とする。発達相談、診断、指導、訓練をおこなう。

従事する人員の具体的職種と数

小児科医：1名

保健婦：3名

言語訓練士：1名

理学療法士：1名

心理職：1名

保母：2名

福祉関係者：1名

人員確保の具体策

小児科医：小児医療センター、地域の基幹病院、大学病院、地区医師会に派遣を依頼する。

保健婦：保健所保健婦

言語訓練士：小児医療センター、地域の基幹病院、大学病院、通園施設、在宅に派遣を依頼する。

理学療法士：小児医療センター、地域の基幹病院、大学病院、通園施設に派遣を依頼する。

心理職：小児医療センター、大学心理研究室、大学病院、児童相談所、地域の基幹病院、在宅に派遣を依頼する。

保母：保育園、在宅の保母を依頼する。

福祉関係者：福祉事務所に派遣を依頼する。

諸問題に対する対応

対象児について診断、発達状況判定、ケース検討会を行い、発達支援の方針を定める。さらに経過観察を行う。個別、あるいは集団の訓練指導を行う。親の会を作り、親の学習会を行う。児童相談所、福祉事務所と連携を密にする。

保育所、幼稚園の障害児保育、あるいは通園施設へ通園の必要な児については通わせる。

地域の基幹病院へ検査、診断、治療、訓練につき紹介する。小児医療センター、およびその発達訓練部門、大学病院専門外来へ紹介して、診断および発達援助についての指導をうける。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:地域保健法により、乳幼児健診は市町村が行うことになった。これらの健診で発達上の問題がありとされた乳幼児に対する支援のあり方について検討した。市町村の人口規模、母子担当職員の充足度、地域の専門的機関の設置状況などにより支援活動の方策は変わってくる。埼玉県内の状況を考慮したガイドラインを検討した。